

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

(いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の3第1項」の次に「、第12条の2」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第12条の2 児童福祉施設（保育所に限る。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第26条第1項中「規定する認定地方公共団体」の次に「（第4項において「認定地方公共団体」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事

した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士をいい、附則第3項、第5項又は第6項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項中「この項」の次に「及び附則第8項」を加え、「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の次に「（同条第1項に規定する保育士をいい、同条第4項、附則第5項又は第6項の規定により保育士とみなされる者及び第26条第4項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第6項中「前項の規定を」を「前2項の規定を」に、「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい」を「第26条第1項に規定する保育士をいい、同条第4項」に、「又は前項」を「又は前2項」に、「保育士の数（前項の規定の適用がないとした場合の第26条第3項の規定により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第26条第3項の規定により算定される保育士の数」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 第26条第3項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

附則に次の1項を加える。

8 第26条第4項及び附則第3項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、

当該保育所の保育士（同条第4項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・」を「第51条一」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。
- (2) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。
- (3) 法定代理受理 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに

該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第22条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法（昭和22年法律第26号）」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第29条に」を「第28条に」に、「第32条」及び「第34条」を「第28条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業

法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

- (2) 事業所内保育事業 労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）」を加え、「特定地域型保育の提供を」を「特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子

ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「)であって」を「)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって」に改め、同条第11項を同条第12項とし、同条第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この条において「認定こども園法」という。）第27条の2第1項各号、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」

に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「次条第3項」を「第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども）」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満

3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

（いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成26年いわき市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第9条第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加える。

第13条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第14項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第17項中「又は第15項」を「から第16項まで及び別表備考第4項」に、「別表」を「同表」に、「を小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等（別表備考第4項に規定する特定理学療法士等をいう。以下この項及び次項において同じ。）、小学校教諭等免許状所持者、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者」に、「当該小学校教諭等免許状所持者」を「当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者」に改め、同項を附則第18項とし、附則第16項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とし、附則第14項の次に次の1項を加える。

15 別表備考第1項に定める者については、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園に係る利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超えるときは、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引い

て得た数の範囲で、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附則に次の1項を加える。

- 19 附則第16項及び別表備考第4項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1項に定める者（同表備考第4項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表備考第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次の1項を加える。

- 4 第1項に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項において「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項中「）であつて」を「）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて」に改める。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を加える。

第30条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。））」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有する

もの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第9項又は第10項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内

保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第9項又は第10項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する次号」」を削る。

附則第4項中「特例保育所型事業所内保育事業者」を「満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者」に改める。

附則第10項中「前項の規定を」を「前2項の規定を」に、「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業

所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改め、「第30条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第45条第3項又は前項」を「第45条第3項若しくは第4項又は前2項」に、「保育士の数（前項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定される保育士の数」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項の次に次の1項を加える。

10 第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

（いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正）

第5条 いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例（平成30年いわき市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号に次のように加える。

カ ア、イ及びエ本文の規定により置かなければならない登録を受けた者については、1人に限って、当該幼稚園型認定こども園等に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知

識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第3条第10号に次のように加える。

シ 幼稚園型認定こども園等の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下このシにおいて同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項中

附則第3項	第3条第5号ア及びエ本文の規定により置かなければならない登録を受けた者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
-------	-------------------------------------	---

を

第3条第5	第3条第5号アの規定により置かな	特定理学療法士等
-------	------------------	----------

号カ	なければならない登録を受けた者	
附則第3項	第3条第5号ア及びエ本文の規定により置かななければならない登録を受けた者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者

に、

「

附則第5項	第3条第5号アの規定により置かななければならない登録を受けた者	看護師等
-------	---------------------------------	------

を

「

附則第5項	第3条第5号ア、イ及びエ本文の規定により置かななければならない幼稚園教諭免許状を有する者又は登録を受けた者	幼稚園教諭免許状を有する者又は登録を受けた者 と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者
附則第6項	第3条第5号アの規定により置かななければならない登録を受けた者	看護師等

に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3条第5号ア、イ及びエ本文の規定により置かななければならない幼稚園教諭免許状を有する者又は登録を受けた者については、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する幼稚園型認定こども園等において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、当該幼稚園型認定こども園等に係る利用定員に応じて置かななければならない職員の数を超えるときは、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かななければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、幼稚園教諭免許状を有する者又は登録を受けた者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者をもって代えること

ができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附則に次の1項を加える。

- 11 第3条第5号カ及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって登録を受けた者（第3条第5号カただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年いわき市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第63条中「第34条」の次に「、第47条」を加える。

第84条、第85条、第97条及び第102条中「第46条まで、第48条から」を削る。

（いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年いわき市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後のいわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「新設備運営基準条例」という。）」を、「改正後のいわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「新家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「第4号の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則第4項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後のいわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例」の次に「（次項において「新要件条例」という。）」を、「別表の規定」の次に「（満3歳以上4歳未満の子どもの教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第6項とする。

附則第3項中「改正後のいわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「新幼保連携型認定こども園基準条例」という。）」を、「別表の規定」の次に「（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、新幼保連携型認定こども園基準条例別表の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前のいわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例別表の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新設備運営基準条例第26条第3項並びに新家庭的保育事業等基準条例第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項3号及び第4号の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前のいわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条第3項並びに第3条の規定による改正前のいわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項3号及び第4号の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

7 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新要件条例別表の規定（満4歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前のいわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の規定（満4歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

（いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年いわき市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する

法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の次に1条を加える改正規定、第3条中いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条の2の次に1条を加える改正規定、第4条中いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定及び第5条中いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例第3条第10号の改正規定並びに第6条及び第8条の規定は、令和8年12月25日から施行する。